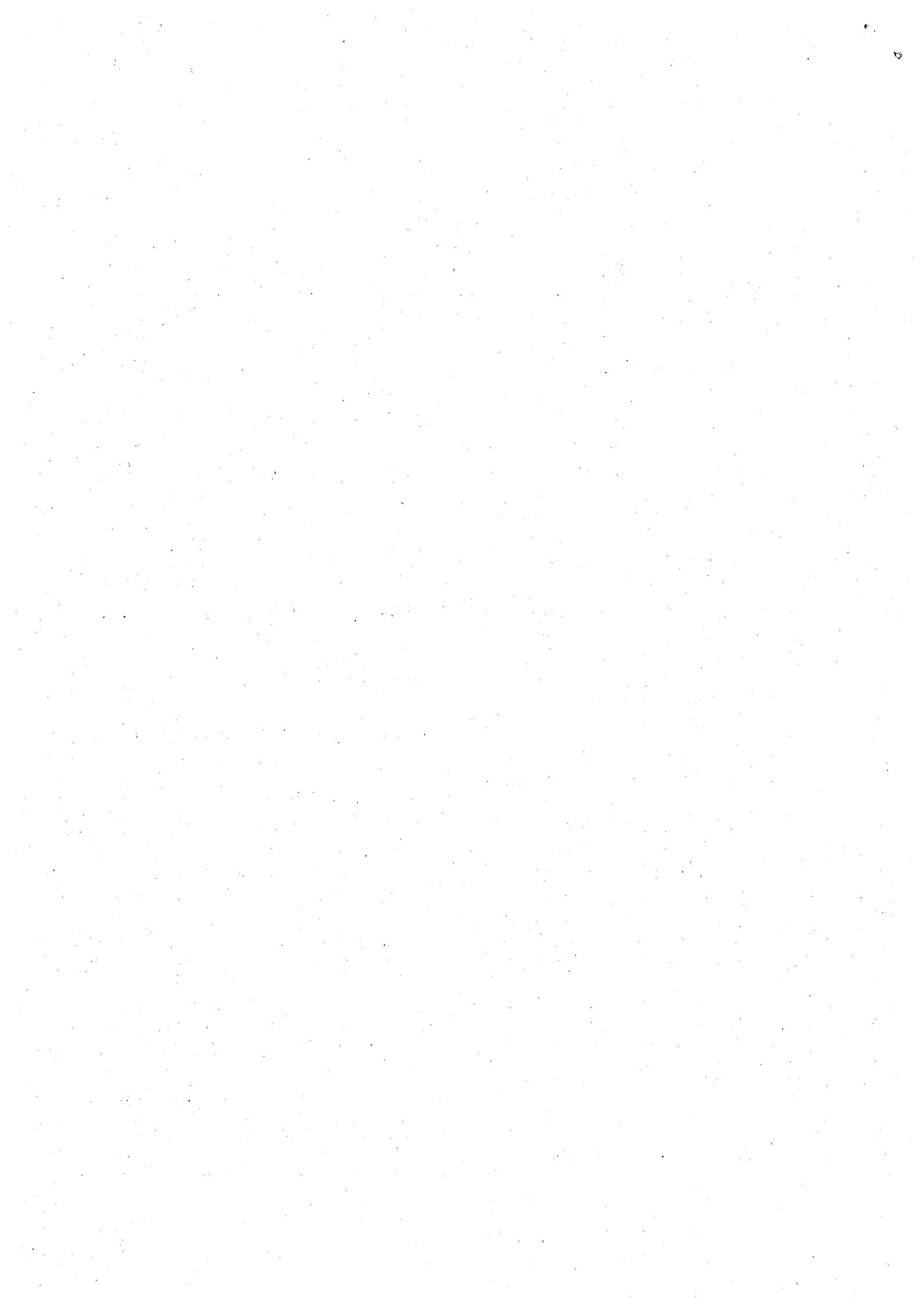


鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第3回） 資料目次

- 1 鳥取県手話言語条例（素案） . . . P 1 ~ P 3
- 2 鳥取県手話言語条例（素案）見直し版 . . . P 4 ~ P 7
- 3 鳥取県手話言語条例（素案）の施策規定に対応する手話関連施策
（案）
. . . P 8 ~ P 9
- 4 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第2回）での主な意見 . . .
P 1 0 ~ P 1 2



鳥取県手話言語条例（素案）

1. 条例のコンセプト

“みんなで学び、共に生きる”手話言語条例

2. 手話言語条例(案)を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共にその発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回ろう教育国際会議において、読唇と発声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された聴覚障害者教育国際会議において全て撤回されることになる。

聴者は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聴者は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聴者とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められることとなったほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がいのある者を健常者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、健常者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることにより、聴者、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさらに推進し、

実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

5. 手話の定義

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聴者が相互の違いを理解して人格と個性を尊重するとともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

7. 障がい者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない。

8. 関係者の役割・責務

① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めるとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとする。

③ 事業者の役割・責務

事業者は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

9. 手話の使用に関する環境の整備等

① 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、鳥取聾学校等においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

② 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、手話通訳者を適切に派遣できる体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

③ 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

④ 県の手話を用いた情報発信

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

⑤ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることにかんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

⑥ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

⑦ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10. 施行期日

公布日

鳥取県手話言語条例（素案）の論点

1. 条例のコンセプト

“みんなで学び障がいを知り、共に生きる”手話言語条例

2. 手話言語条例(案)を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共に手話その発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回ろう教育国際会議において、読唇と発声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された聴覚障害者教育国際会議において全て撤回されることになる。

聴者は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聴者は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聴者とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められることとなったほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がいのある者を健常者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、健常者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることによ

り、聴者、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさらに推進し、実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

5. 手話の定義

① ~~手話の位置づけ~~

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

② ~~手話の範囲~~

~~日本手話、日本語対応手話、触手話を対象とする。~~

6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聴者が相互の違いを理解して人格と個性を尊重するとともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

7. 障がい者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、~~障害者計画において、~~手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況についてするにあたっては、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない。

8. 関係者の役割・責務

① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めるとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとす

る。

③ 事業者主の役割・責務

事業者主は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとするなければならない。

⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとするなければならない。

9. 手話の使用に関する環境の整備等

① 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、~~ろう~~鳥取聾学校等において手話を必要とするろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

② 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、手話通訳者を必要なときに適切に派遣できる体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

③ 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

④ 県の手話を用いた情報発信

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

⑤ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることにかんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

⑥ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

⑦ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10. 施行期日

公布日

1-1. ~~その他~~

- ~~○ 県は、県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する鳥取県の実現にむけて、この条例の施行後5年を目途として、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。~~

鳥取県手話言語条例（素案）の施策規定に対応する手話関連施策（案）

1 教育面における手話に関する環境の整備

- (1) 県及び市町村は、鳥取聾学校等においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

【施策案】

- ① 鳥取聾学校で実施している0歳からのろう児・親への支援（鳥取聾学校地域支援部の充実）
 - ② 鳥取聾学校教職員等の手話研修会への参加、資格取得の支援
 - ③ 手話ができる教員の配置（採用）
 - ④ 会議・研修会等への手話通訳者の派遣
- (2) 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

【施策案】

- ① 手話教育推進コーディネーターの配置（既存の教科等の中で活用できる学習教材、指導手引書等の作成等）
- ② 聾学校教員、ろう者による出前講座の開催（保育園、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、その他各種団体）
- ③ 聾学校幼児児童生徒との交流学習

2 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、手話通訳者が必要なときに適切に派遣できる体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

【施策案】

- ① 手話通訳者養成事業の拡充により、現在の手話通訳者 33 名からの増加を目指す。（障害福祉計画（第3期、～平成27年3月）では平成26年度に42名。）
- ② 手話通訳者のレベルアップ研修、指導者養成研修の実施
- ③ 手話通訳者等の報酬引き上げ

3 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民の手話を学べる機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使える環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行う。

【施策案】

＜普及啓発＞

- ① あいサポート運動の推進
- ② 手話シンポジウムの開催

- ③ 手話条例紹介DVD、チラシ等による啓発
- ④ TVCM、新聞、フリーペーパー、県政だより等による啓発

＜環境整備＞

- ① ICT（iPad、テレビ電話）を活用した意思疎通支援
- ② 聴覚障がい者センター（仮）への支援
- ③ 県民向け手話ミニ講座（入門編）
- ④ 企業等で実施する手話学習会費用、手話検定受講料等への助成
- ⑤ 地域の手話サークルへの助成（会員以外を対象とした学習会等の開催経費）
- ⑥ 行政等の窓口担当者向け手話講座
- ⑦ ろう児を養育する聴者に対する手話講座等の受講料助成
- ⑧ 手話通訳者の派遣事業（イベント、講演等の際の手話通訳者派遣）の実施
- ⑨ 県庁における手話を学ぶ活動の実施

4 県の手話を用いた情報発信

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

【施策案】

- ① 知事定例記者会見インターネット中継での手話通訳動画挿入
- ② 県主催で一定規模かつ不特定多数の参加が見込まれるイベント開催時には手話通訳者を必置

5 ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることにかんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

【施策案】

- ① ろう者の団体等が主催する手話フォーラムの開催支援等

6 文化としての手話

ろう者、手話通訳者、手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

【施策案】

- ① ろう者、手話通訳者等で構成する手話研究会（仮）に対する支援

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第2回）での主な意見

日時 平成25年7月4日（木）13:00～15:00

場所 とりぎん文化会館第4会議室

第1 概要

- 1 事務局が作成した「鳥取県手話言語条例（案）の論点」をもとに議論を行った。
- 2 条例の方向性（あいサポート運動の理念をいかした条例とすること、義務付け型ではなく施策推進・県民参加型の条例とすること）については概ね賛同が得られた。
- 3 次回（7月24日）の研究会では、今回の議論を踏まえて再検討した条例案、施策規定に対応した具体的な取組案を事務局から提示し、それを元に議論を行うこととなった。

第2 議論の概要

1 条例案全般に関する意見

ア 条例で定める事項と計画に委ねる事項

条例で定める事項と計画に委ねる事項を整理して考えることが重要。条例で細かく規定すればするほど行政はこれに縛られることになる。どこまで条例に書くのかをよく考える必要がある。

イ 条例の実効性を担保する手段

こうしたタイプの条例で大事なことは実効性を担保する手段。例えば第三者機関等を設けて計画の進捗状況等をチェックするという手法もある。

ウ 手話言語法案と県条例案の違い

手話言語法案は、「ろう者は…」といった書き出しで始まる条文が多く、県条例案は、「県は…」といった書き出しで始まるものが多い。法案はろう者の権利保障の要素が強く、条例案は施策推進の要素が強いように感じる。この辺りの考え方の違いは？

→ 県条例案は県民参加型条例といった構成にしており、条文の中に県、県民、ろう者など様々な主体が登場する。（事務局）

2 条例の個別事項に関する意見

ア 条例のコンセプト

- ・ コンセプトはどういった取扱いになるのか。「障がいを知り、共に生きる」は、あいサポート運動のフレーズだと思うが、障がいを旧来の医療モデルでとらえていると誤解されては困るので、できれば条例に規定して欲しくないが。

→ 医療モデルを前提としたフレーズではないが、これ自体は条例に規定するものではない。普及啓発用のキャッチコピーのようなもの。（事務局）

- ・ 例えば、“みんなで学び、共に生きる「手話言語条例」”といったものはどうか。

イ 手話言語条例（案）を制定する意義

(ア) 聴者と健聴者と聞こえる人

- ・ この中で登場する“聴者”という表現はあまり馴染みがない。“聞こえる人”でよいのではないか。
- ・ “聴者”よりも“健聴者”の方が一般的。
- ・ “聞こえる人”とするとその反対は“聞こえない人”になるおそれがある。ろう者という表現は残すべき。ろう者の反対語としての聴者はありだと思ふ。馴染みがないなら広めれば

よい。

- ・なぜ聴者にだけ“健”がつくのか。ある意味で我々は“健ろう者”である。そういった意味で“聴者”でよいと思う。

→ 次回までに事務局で検討することになった。

(イ) ミラノ会議とバンクーバー会議

ミラノ会議の話だけを書くと、今も口話法が推進されているように誤解されかねない。その後、ミラノ会議での決議がバンクーバー会議で撤回されていることも記載すべき。

ウ 条例の名称 意見なし。

エ 条例の目的

④条例の目的と⑥基本理念の中で“協働”という言葉が出てくるが、この条例の一義的な主体は県であって、場面によっては県民等との協働が必要というのが正確なところだと思う。“協働”という言葉が、県の責任転嫁の道具に使われることもあるので注意が必要。

オ 定義

手話の範囲の定義付けは不要だと思う。音声言語でもざっくばらんな表現と丁寧な表現とで異なるもの。定義付けをすることでかえってややこしくなってしまう。

カ 基本理念 ④条例の目的での意見を参照。

キ 障がい者計画 意見なし。

ク 関係者の役割・責務

(ア) 事業主の役割・責務

- ・ 前回の研究会で「あまり義務付けが強すぎるとろう者を雇用すること自体躊躇する企業が出てくるかもしれない。」といった発言をしたが補足したい。企業の負担を増やしたいわけではないが、職場のコミュニケーション保障は最も重要と認識している。ジョブコーチや手話協力員による支援にも限界があり、やはり手話通訳者の設置が必要。これは企業の責務というよりも国レベルの制度的保障が必要と痛感している。
- ・ 事業主という表現がちょっとピンとこないが。
- 事業者という表現もある。検討したい。(事務局)
- ・ ここでいう事業主は民間企業だけ？施設の管理者なども含まれるのか？
- 施設の管理者等も含めて幅広くとらえている。(事務局)

(イ) 手話の使用に関する環境の整備等

<手話の普及>

- ・ 聾学校では、教師が地域の学校に出向いて手話を広める活動を行っているところ。
- ・ 聾学校だけの取組みというよりは、それも含めて県の取組みという意味で「9③県民への手話の普及」に含まれていると認識している。

<就学前・乳幼児への手話教育>

- ・ 手話を獲得するには就学前の0～6歳が重要。この時期の子どもにどうやって手話を教えるのか。難しいが、例えばろうと分かったときに相談したり、ショックを受けている親に手話という選択肢があることを伝える場を提供するようなことが大事。
- ・ 聾学校では病院から情報ももらってそうした親の相談に乗っている。

<義務教育課程での手話の普及>

- ・ ろう児だけではなく、義務教育の児童にもカリキュラムに盛り込むなど手話に触れる機会を確保して欲しい。「9③県民への手話の普及」だけでは福祉的な要素が強い。

- ・ 学習指導要領は国が決定しており、カリキュラムに盛り込むことはなかなか難しい。また市町村立の学校に対して県教委がどこまで言えるかという点もある。総合学習の時間を活用して手話に触れる機会を増やす、そうした取組みを広げていくことが現実的と思う。
- ・ どの自治体も、「学習指導要領は国が決定しており難しい。」と言うが、鳥取県はそうであって欲しくない。“手話教育特区”のようなことも検討できるのではないか。

<市町村の取組み>

- ・ 市町村への義務付けが難しいという話も出たが、実際どうなのか教えて欲しい。
- ・ 予算上もなかなか難しい面はある。県でリーダーシップをとってもらった方が市町村の足並みが揃うように感じている。
- ・ 学習指導要領の話もあり、小・中学校はなかなか難しいかもしれない。逆に保育所などの方が手を付けやすいかもしれない。

<表現の修正等>

- ・ ①「…ろう学校等において手話を必要とするろう児が手話を学び、…」⇒ろう学校に在籍する児童には全て手話を学んで欲しい。
- ・ ②「…手話通訳者が必要なときに適切に派遣できる体制の確保…」⇒必要なときにはではなく、例えば県のイベントで100人以上の集客が見込まれる行事の際には（希望者が申し出るのではなく、）手話通訳を必置とするような定めができないか。
- ・ ⑥「ろう者、手話通訳者、手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。」⇒手話が言語である以上、ろう者が…ではなく、県民全てが努めるべき。

<財政上の措置規定>

- ・ 「県は財政上の措置を講ずるよう努める。」といった規定は設けないのか。
- 施策規定を設ける以上、当然予算措置の必要性は認識している。今は特段そういった規定を設けていないが考えてみたい。（事務局）

<具体的な事業イメージ>

- ・ 条例を作る上では、施策規定に対応するある程度具体的な施策イメージがあるはずなので、次回はそれを提示してもらって議論した方がよい。
- 了解。（事務局）

ケ 施行期日 意見なし。

コ その他 意見なし。

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第3回） 追加資料目次

- 1 鳥取県手話言語条例（連盟案）（西滝委員提供）・・・ P 1～P 4



鳥取県手話言語条例（連盟案）

1. 条例のコンセプト

“みんなで学び、共に生きる”手話言語条例

2. 手話言語条例(案)を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共にその発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回ろう教育国際会議において、読唇と発声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された聴覚障害者教育国際会議において全て撤回されることになる。

聴者は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聴者は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聴者とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められることとなったほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がいのある者を健常者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、健常者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることにより、聴者、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさらに推進し、

実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

5. 手話の定義

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聴者が相互の違いを理解して人格と個性を尊重するとともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

7. 障がい者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない。

8. 関係者の役割・責務

① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めるとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとする。

③ 事業者の役割・責務

事業者は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

9. 手話の使用に関する環境の整備等

① 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、その設置する学校において、ろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことに対する障壁となるものがある場合、その障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする。

イ 県及び市町村は、鳥取聾学校等においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、手話を習得した教職員を配置し、また、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、ろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、保護者及び家族が必要とする支援を行う。

エ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう教育カリキュラムの開発など必要な環境整備に努めるものとする。

② 手話通訳者の確保・養成

県は、市町村と協力して、ろう者がいつでもどこでも無償で手話通訳者の派遣を受けられるを適切に派遣できる体制を確保し、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上を図り、その養成及び確保を行う。

③ 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は、市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう児及びろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう児及びろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

④ 県の機関及びその設置する施設における合理的配慮

県は、その機関及びその設置する施設において、ろう児及びろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できるよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする。

⑤④ 県の手話を用いた情報発信

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を行うに努める。

⑥ 県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために事業者を支援するなど必要な施策を講じる。

⑦⑤ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることにかん

がみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

⑥ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

⑦ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10. 施行期日

公布日